

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所に係る自己評価結果公表用

公表日：2019年 1月 16日

事業所名：こすもす園

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標	
環境・体制整備	1	利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	十分である。広い部屋で用途に合わせてパーテーションで区切る工夫をしている。	特になし	今後も用途や利用者のニーズに合わせて工夫していく。
	2	職員の適切な配置	十分である。活動により配置している。	特になし	今後も同様の配慮で行う。
	3	本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	利用者に合わせたのコーナー作りをし対応している。 (視覚支援・環境構造)	特になし	今後も用途や利用者のニーズに合わせて対応していく。日々工夫を探究していく。
	4	清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	日々の清掃をし、子どもの動きから、配慮点を見つけ環境を改良している。	・畳のささくれが靴下にいっぱいくっついて洗濯が大変です。	マットを敷き、ささくれの付着対策を行った。
業務改善	1	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	日々の活動や行事においては、プログラム立案から実行、反省を全職員が当該者意識を持ち行っている。		今後も短時間であっても職員同士の意見交換の場を大事にしていく。
	2	第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	園内研修は提案したい。		園内研修は企画していく。
	3	職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	各職員へ研修への参加を促す。定期的な外部研修報告会を実施している。		継続していく。
適	1	アセスメントを適切に行い、子どもとの保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	保護者との関係作りから子どもの課題への取り組みを理解してもらっている段階にある。		・個別面談のみに留まらず、日々の活動から課題意識を持って子どもと関わる。 ・必要に応じて面談を取ったり、日々お帳面を通したやりとりを行っていく。
	2	子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	日々思索しながら行っている。	・保護者側が思っている支援が伝えきれていない。	定期的に計画の作成以外に必要な事柄は計画内容を変更する。
	3	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	家庭に繋げやすく、スモールステップを大事にしながら行っている。		分野別で区切り、計画を具体的にあげていく。
	4	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	月に1回園会議でのカンファレンスを行っている。	特になし	引き続き、園内のカンファレンスと反省や対策会議による支援の実践に努める。

一切な支援の提供	5	チーム全体での活動プログラムの立案	会議により、意見を出し合い行っている。		園外活動の企画を増やしていくことを検討する。(夏休みには、おでかけ行事も数回予定している。)	
	6	平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	時間の変更や行事活動の実施など、要望にはなるべく合うように努力している。	・野外活動→もう少しいろんな所へ行けたら。へそ公園やミライエ、社の森公園etc	要望への相談を受け付ける。	
	7	活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	姉妹園の活動報告により参考や刺激を受け取り組んでいる。		新しい企画を研修や、情報収集により立案していく。	
	8	支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	計画する職員が役割分担や活動のねらい等打ち合わせ時間を必ず行う。		前日や当日の打ち合わせを、ミーティングや紙面で行い確認を徹底していく。	
	9	支援終了後における職員間でその日行われた支援内容の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	記録や報告(日課の反省文)を必ず閲覧することに努める。		活動記録に必ず目を通す。	
	10	日々の支援に関する正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	必ず行うよう努力している。		反省内容を紙面に記録し、全スタッフが見返すことを習慣化する。	
	11	定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	半年に1回行っている。(必要に応じて増やす)		計画書作成前に、計画の変更や継続の課題についてカンファレンスをする。	
	関係機関	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	積極的に参加する予定。		相談支援事業所に、必要に応じて会議の要求・発案を行っていく。
		2	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	利用されている方がいません。		
		3	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連携体制の整備	利用されている方がいません。		
		4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	学校等に送迎に行った際や、オープンスクールを通して行っている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時、必要な状況に合わせ連携の連絡会を発信していく。</li> <li>・サポートブックの作成に協力していく。</li> </ul>

こ の 連 携	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供	現在までの利用者に該当するものはなし		先輩保護者や作業所とのつながりを新たに開拓する。
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	案内が届き次第職員へ配布、職員へ受講を勧めている。		研修について、自主的なおかつ探究心をもって積極的な参加を勧めていく。
	7	児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流 など、障害のない子どもと活動する機会の提供	現在、交流の機会はない。	・保育園の園庭開放や小学校の子ども教室等の交流がたくさんあると良いと思う。	利用児の特性やニーズを考慮のうえ、検討していく。
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	月1回お茶会を行っている。	特になし	徐々に事業所の存在を知らせる。機会を伺っていきたい。
保 護 者 へ の 説 明 責 任 ・ 連 携 支 援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	契約をする際に説明をしている。質問について後日であっても返答している。	特になし	契約時には必ず説明をし、時が経ち質問があればすぐに答えることを職員に周知させていく。
	2	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	事業所での実際の実践から伝え説明している。	特になし	計画内容の表現において、理解しやすく家庭にも取り組みやすいものを考案していく。
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	こすもす女子会(スタッフが入った保護者会)を勉強会やトレーニングの時間として集まっている。	・父親だけのペアトレや家族揃ってのトレーニング等あってほしい。	父親へのペアトレについては、参加希望者を調査のうえ、検討していく。
	4	子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	送迎での保護者との話で伝えている。必要に応じて面談を行っている。	特になし	引き渡す際の伝達や、連絡帳にて共通理解を促す。
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	送迎時の保護者と対面する場面で相談が出てくることがある。即答するよう心がけているが、できない場合は、後日電話でのお話をしている。	特になし	随時、面談を設け、子供の様子や成長の話を実施する。
	6	父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	こすもす女子会・お茶会などを行う。父の参加では家族行事が主である。	特になし	参加しやすい時期や企画内容を考案していく。
	7	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情が上がった時には、保護者への説明と改善すべき事柄があれば、すぐに対応していく。体制は出来ている。	特になし	苦情解決・改善に対応していくため、活動の責任者が中心となり迅速に応じて、即日対応を努力する。
	8	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	ラインやメールを有効に活用して月の予定表を事前に知らせている。	特になし	引き続き連絡もれのない対応を工夫していきたい。

	9	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	事業所新聞や予約票で行っている。	特になし	事業所新聞の発行を継続する。ホームページの更新を定期的に行う。
	10	個人情報の取扱いに対応する十分な対応	SNSでの使用は、必ず小さな物でも保護者から許可を得ている。同じ事業所を使っているとしても、こちらから名前は挙げないよう心がけている。	特になし	同意をもらい取り扱う。
非常時等の対応	1	緊急対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	マニュアル:有り。保護者への周知は必要に応じて行っている。	特になし	月刊紙・紙面ホームページをや園の玄関口に時期を決め発信し、注意を呼びかける。
	2	非常災害の発生に備えた、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施	年に数回行っている。	・月に1度くらい子ども達の避難訓練を行ってほしい。	1学期に1度、行っている。保護者の方へも通知していく。
	3	虐待を防止するための職員研修機会の確保等の適切な対応	行っている。		自主的な研修を行っていく。家庭・子どもの変化を見逃さない。
	4	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・理解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	必要に応じて、制止することの理解は得ているが、計画書へ明記はしていない。		自傷・他傷について対応等を計画書へ記載するにあたり、保護者へ必ず確認する。
	5	食物アレルギーのある子どもに対する意思の指示書に基づく適切な対応	医師の指示書には基づいていないが、アレルギーのある利用者への食品の提供は行わず、保護者の持参で対応している。		母からの聞き取り調査票に基づいて、対応を決めていく。
	6	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	行っている。事業所内の会議や紙面の回覧で伝えている。		改善対策を即日、業務に活かすため注意を掲示したり、職員の確認事項に加える。